

お知らせ 新型コロナウイルス感染症の影響による介護保険料・国民健康保険税・後期高齢者医療保険料の減免

新型新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した場合など、次に該当する方は、申請により介護保険料・国民健康保険税・後期高齢者医療保険料の減免を受けることができます。

■対象者

- 65歳以上の介護保険第1号被保険者・国民健康保険被保険者・後期高齢者医療被保険者で、①か②に該当する方
- ①新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡又は重篤な傷病を負った場合
 - ②新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の給与収入、事業収入、不動産収入、山林収入について30%以上の減少が見込まれる場合(その他、前年の所得合計額などいくつかの要件があります。)

■申請期限

3月31日(日)まで

介護保険料について ☎保健福祉課長寿介護係 ☎ 585-2125
国民健康保険税・後期高齢者医療保険料について ☎保健福祉課国保係 ☎ 585-2785

お知らせ 新型コロナウイルス感染症の影響による国民健康保険「傷病手当金」の支給

国民健康保険の被保険者のうち給与所得者が新型コロナウイルス感染症により仕事を休んだ場合、申請により傷病手当金の支給を受けることができます。

■対象者

国民健康保険被保険者で、①か②に該当する方

- ①検査の結果「新型コロナウイルス感染症」と判定を受け、入院している又は軽傷あるいは自覚症状がなく自宅(指定の施設)で療養している場合
- ②発熱など自覚症状があり「新型コロナウイルス感染症」が疑われる場合

☎保健福祉課国保係 ☎ 585-2785

お知らせ 新型コロナウイルス感染症の影響による上下水道料金の猶予

新型新型コロナウイルス感染症の影響により離職や収入の減少などで、一時的に水道料金・下水道使用料の支払いが困難な事情のある方に対し、支払いを猶予しています。

■対象者

新型コロナウイルス感染症の影響で一時的に水道料金・下水道使用料の支払いが困難となった個人又は法人

■猶予内容

個々の状況に応じて、申請の日から「最長で4か月間」、水道料金及び下水道使用料の支払いを猶予します。

■申請期限

当面の間(申請期間の期日について変更があった場合は、随時お知らせします)

※町ホームページや上下水道課窓口にある申請用紙に必要事項を記入のうえ提出してください。

☎上下水道課水道係 ☎ 585-2997

お知らせ 県の時間短縮営業要請延長に伴い国見町新型コロナウイルス感染症拡大防止時間短縮営業協力金の対象期間が変更

福 島県の時間短縮営業要請の延長に伴い、国見町新型コロナウイルス感染症拡大防止時間短縮営業協力金の対象期間を次のとおり変更します。

■ 交付対象期間

1月15日(金)～**2月14日(日)**

※1月15日(金)からですが、1月13日(水)又は1月14日(木)から時短営業を実施した場合には、交付対象期間に含まれます。

■ 対象者

交付対象期間の中で午後**8時**～午前**5時**までの営業を自粛した接待を伴う飲食店及び酒類を提供する飲食店(酒類の提供は午後**7時**まで)

■ 協力金

1日あたり**2万円**

■ 申請期限

4月9日(金)まで

☎ まちづくり交流課道の駅商工連携室 ☎ 585-2238

お知らせ 『無許可』の回収業者を利用しないでください！

ご 家庭の廃棄物を回収するには、町の「一般廃棄物処理業許可」や委託が必要です。「産業廃棄物処理業の許可」や「古物商の許可」では回収できません。無許可業者によって回収された廃家電が不法投棄や不適正処理された事例が全国で報告されていますので、廃棄物の正しい処分をお願いします。

☎ 環境防災課環境防災係 ☎ 585-2116

お知らせ 粗大ごみ収集日とごみの出し方

町による粗大ごみ収集日 **3月3日(水)、17日(水)**

粗 大ごみを出すときは、収集日の前日(平日の午前8時30分から午後5時15分)までに、品目・数量・ごみ置場の番号を環境防災課へ連絡してください。受付の無いものは収集いたしません。

ごみの出し方のルールを守ってください

- ・ごみ袋に名前を書いて出してください。
- ・プラスチックのごみ袋には、水洗い等で簡単に汚れが落ちたものだけを入れてください。汚れがあるものは「もやせるごみ」として出してください。
- ・ごみ置場にごみを出す際は、必ずネット等がかかるなどして、カラス等がいたずらしないよう注意してください。

☎ 環境防災課環境防災係 ☎ 585-2116

お知らせ 不法投棄は犯罪です

- ・不法投棄とは法律(廃棄物の処理及び清掃に関する法律)に反して決められた場所以外に、廃棄物を投棄することです。
- ・「少しくらいなら」と不法投棄した場合、「法律第25条第1項第14号」に違反することになり、【5年以下の懲役若しくは1千万円以下の罰金】に処され、またはこれを併科されます。「知らなかった」としても法律に反していれば逮捕されることもあります。



不法投棄はダメ！ゼツタイ！

☎ 環境防災課環境防災係 ☎ 585-2116

お知らせ

マイナンバーカードの申請をサポート



マイナちゃん

まだマイナンバーカードを持っていない方はいませんか？
申請に必要な顔写真や申請の手続きを職員がサポートします！

■申請・交付の流れ

- ①必要書類の確認・申請書の記入
- ②顔写真の撮影（無料）
- ③約1か月後、マイナンバーカードが本人限定受取郵便で自宅に届きます。

※申請の際、必要書類が提出できない場合や窓口での受け取りを希望する方は、後日交付通知書を送付しますので、税務住民課戸籍係窓口でお受け取りください。

■日時

月曜日～金曜日（祝日を除く）
午前8時30分～午後5時15分
※窓口延長日（平日木曜日）は午後7時まで

【マイナンバー申請・交付休日臨時窓口】

2月28日(日)、3月28日(日)

午前9時～午後4時

※マイナポイント申込みの支援やマイナンバーカード関連業務以外の業務は行いません。

■場所 税務住民課戸籍係

■必要書類

①通知カード（お持ちの方は返納が必要）又は個人番号通知書

②住民基本台帳カード（お持ちの方は返納が必要）

③本人確認書類

A（1点でよいもの）

運転免許証・旅券・住民基本台帳カード（顔写真付き）・身体障害者手帳・在留カード など

B（2点必要なもの）

健康保険証・介護保険証・年金手帳・各種年金証書・学生証・こども医療費受給者証 など

※通知カードをお持ちでない場合は、Aを2点又はAとBを1点ずつ。

■注意点

窓口の状況により、お待たせすることもありますので、時間には余裕を持ってお越しください。

☎税務住民課戸籍係 ☎ 585-2115

お知らせ

マイナポイントの手続き期間が延長

マイナポイントとは、マイナンバーカードをお持ちの方が一定の手続きをしたうえで、キャッシュレス決済サービスでチャージや買い物をすると、25%分（最大5,000円）がポイントとしてもらえる制度です。マイナンバーカードを令和3年3月までに交付申請した方に限り、マイナポイントの手続き期間が令和3年9月まで延長されます。

マイナポイントはご自身のスマートフォンやパソコンのほか、コンビニ等のATMなどからも手続きが可能です。また、操作が難しい場合は企画情報課情報統計係で手続きの支援を行っています。

■役場での支援手続きに必要なもの

- ①マイナンバーカード及びマイナンバーカードの利用者証明用電子証明書の暗証番号（数字4桁）
- ②キャッシュレス決済の決済サービスID及びセキュリティコード

※キャッシュレス決済ごとに異なります。また、事前登録が必要な場合もありますので、詳しくは各キャッシュレス決済事業者へ問い合わせください。

■支援窓口

企画情報課情報統計係

【マイナポイントの手続き支援について】

☎企画情報課情報統計係 ☎ 585-2927

【マイナポイント全般について】

☎マイナンバー総合フリーダイヤル

☎ 0120-95-0178 ※ダイヤル後「5番」を選択

町内各地の空間線量率

(測定：地上 1m、単位：マイクロシーベルト / 時)

地区	測定場所	2/3	2/10
小坂	小坂農村総合管理センター (土)	0.09	0.09
	泉田中集会所 (土)	0.07	0.07
藤田	石母田財産区事務所 (アスファルト)	0.07	0.07
	観月台文化センター (芝生)	0.10	0.12
森江野	上野台運動公園管理棟 (アスファルト)	0.06	0.07
	森江野町民センター (アスファルト)	0.06	0.07
	塚野目集会所 (アスファルト)	0.09	0.12
	桜の森 (土)	0.10	0.11
大木戸	大木戸ふれあいセンター (土)	0.07	0.07
	貝田駅 (土)	0.10	0.10
大枝	国見東部高齢者活性化センター (土)	0.08	0.08

☎環境防災課原発災害対策室 ☎ 585-2158

お知らせ 各種放射線のモニタリング結果

保育所・幼稚園

小学校・中学校の空間線量率

(単位：マイクロシーベルト / 時)

測定場所	測定条件	1/13	1/27
藤田保育所	地上 50cm	0.09	0.11
くにみ幼稚園		0.05	0.05
国見小学校		0.05	0.04
県北中学校	地上 1m	0.06	0.06

☎学校教育課 ☎ 585-2892

仮置場の空間線量率及び地下水の放射能濃度

(測定：地上 1m、単位：マイクロシーベルト / 時)

仮置場	測定地点	測定日①	測定日②	仮置場	測定地点	測定日①	測定日②	
藤田方部 2 号 (石母田字日矢来)	進入口	原状回復工事のため 測定なし		森江野方部 1 号 (大字徳江・塚野目)	南側中央部	原状回復工事のため 測定なし		
	中心				中心			
藤田方部 3 号 (藤田字滑沢三)	東側町道沿	原状回復工事のため 測定なし		森江野方部 2 号 (徳江字江添)	南側中央部	0.08	0.10	
	中心				中心	—	—	
藤田方部 4 号 (藤田字鶉町六)	進入口	0.08	0.08	大木戸方部 2 号 (高城字西)	進入口	0.06	0.05	
	中心	—	—		中心	—	—	
小坂方部 1 号 (泉田字大松山)	進入口	原状回復工事のため 測定なし		大木戸方部 3 号 (大木戸字大久保)	東側中央部	0.09	0.09	
	中心				中心	—	—	
小坂方部 2 号 (新内谷)	西側中央部	原状回復工事のため 測定なし		※ 1/26、27 の地下水の放射能濃度は、全ての仮置場において「不検出」となっています。				
中心								

※藤田方部 4 号は 1/26 と 2/2 の測定値。森江野方部 2 号は 1/27 と 2/4 の測定値。大木戸方部 2 号、3 号は 1/27 と 2/2 の測定値。

☎環境防災課原発災害対策室 ☎ 585-2158

飲料水 (水道水) の放射能物質モニタリング検査結果

(ND：検出限界値未満 検出限界値：1Bq/kg)

測定場所	取水場所	1/22		2/5	
		ヨウ素	セシウム	ヨウ素	セシウム
町水道事業	国見町役場	ND	ND	ND	ND

※福島県内の水道水モニタリング検査結果については、福島県ホームページ (東日本大震災関連情報 / 各種モニタリング結果) で公表しています。

☎上下水道課水道係 ☎ 585-2997

【お知らせ】 — 各種放射線のモニタリング結果の掲載を終了します —

全仮置場に保管している除去土壌等の中間貯蔵施設への輸送が 1 月に完了しました。町内の数値も安定していることなどから【各種放射線のモニタリング結果】について、広報お知らせ版及び町 HP への掲載を 3 月をもって終了します。

町内各地や保育所・幼稚園・小学校・中学校の空間線量については原子力規制委員会 HP の「放射線モニタリング情報」、福島県内の水道水モニタリング検査結果については県 HP で確認してください。